

「多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

多賀城創建1300年記念事業実行委員会

(事務局：多賀城市)

「多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託」

に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の背景・目的

多賀城が神亀元年（724年）に創建されてから令和6年（2024年）に創建1300年を迎えることから、先人が築き上げてきた本市固有の歴史や、変わらずに残されてきた本質的な不変の価値を次世代へとつないでいくとともに、新たな文化の創造と発信や個性豊かな魅力の創出といった、変化流行を取り入れていくことによって、多賀城そして宮城・東北の新たな価値の創造と地域活力の一層の向上をもたらすよう、多賀城創建1300年記念事業（以下「記念事業」という。）として多種多様な文化プログラムにより複数の記念事業を実施する。

本業務は、複数の記念事業の進行管理及び各種調整等の実施、一部事業の企画運営等を包括的に行うことにより、記念事業の効果的かつ円滑な実施を目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託

(2) 業務内容

多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和5年度業務：契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

令和6年度業務：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 業務委託費上限額（予定金額）

令和5年度業務 29,328,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度業務 73,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）※

計 103,228,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 令和6年度における委託費上限額は、本業務の実施により積算した各事業の令和6年度の事業費をもとに多賀城創建1300年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の総会において審議し、決定する予算に基づくものであることから、企画提案を行う際の見積金額となるものであり、契約締結時は、上記業務委託費上限額と契約金額が大きく異なる場合があることに留意すること。

※ 提案にあたっては別紙「委託費内訳表」を参考に事業毎の費用を算出し令和5年度分の見積書を作成すること。

3 参加資格要件等

参加を希望する事業者及び団体・共同事業者（以下「事業者等」という。）は、下記の参加資格要件等を満たしていることを誓約の上、参加申込書及び業務提案書を提出すること。

(1) 参加資格要件

参加資格を有する事業者等は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者等とする。

ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。

イ 国税及び地方税に未納がないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しないものであること。

エ 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。

オ 宮城県に本支店又は営業所を有しており、必要に応じて担当者が発注者の指定する場所に来ることができること。

(2) 団体・共同事業体の参加資格要件

上記(1)アからウまでについては、構成員全てが要件を満たしていること。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査により優先契約候補者を選定する。

なお、事業実施に向けた協議の中で、優先契約候補者と合意に至らない場合は、次点者を契約候補者として選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和5年6月28日（水）
質問書の提出期限	令和5年7月10日（月）午後4時
質問への回答	令和5年7月12日（水）までに回答を公表
参加申込書、企画提案書等提出期限	令和5年7月18日（火）午後4時
プレゼンテーション（選定委員会）	令和5年7月21日（金）午前9時30分から
審査結果の通知	選定委員会に参加した者に別途通知
契約締結	令和5年7月下旬【予定】

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること。

(2) 受付先

「11 問合せ先」に記載のとおり

(3) 質問書受付期間

令和5年6月28日（水）から同年7月10日（月）午後4時まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和5年7月12日（水）までに多賀城市

ホームページ内にて公表する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。

多賀城市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

※質問への回答は、随時行うこともあるので注意すること。

6 参加申込書及び企画提案書の受付

(1) 申込受付期間

令和5年6月28日（水）から同年7月18日（火）午後4時まで（土、日を除く。）

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおりとし、提出形式はア～ウについては書面にて、エ～サについては電子データ（CD等電子媒体）にて提出すること。なお、共同事業体の場合はイ、ウ及びキについては構成員全員分を提出することとし、カ及びクについては構成員全員分の状況が把握できる内容とすること。

ア 申込書兼誓約書（様式2の1。共同事業体の場合は様式2の2） 1部

イ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類 各1部

※「直近1年分」かつ申込前1か月以内に発行されたものであること（支店等が本業務を託する場合の地方税に関する証明は、下記のとおり本店及び支店の両方について証明書が必要となる。）

(ア) 本社の所在地である都道府県及び市町村

(イ) 支店等が受託する場合は、支店等の所在地である都道府県及び市町村

ウ 暴力団排除に係る誓約書（様式3） 1部

エ 企画提案書表紙（様式4） 一式

オ 企画提案書（様式任意） 一式

※企画提案書の用紙サイズはA4、30ページ以内とする。

カ 過去10年度以内（平成25年4月1日から現在まで）における本業務または本業務の対象とする各記念事業と類似の業務実績を示す資料（様式任意） 一式

キ 会社概要（様式5） 一式

ク 業務実施体制調書（様式6） 一式

※様式によらず作成することを可とする。ただし、様式に定める項目を満たすこと。

ケ 参考見積書（令和5年度分のみ。様式7） 一式

コ 参考業務費内訳書（令和5年度分のみ。様式任意） 一式

サ その他参考資料 一式

(3) 受付場所

「11 問合せ先」に記載のとおり

(4) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）

7 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

- (2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
- ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
 - イ 企画提案書の内容が、当該募集要領に定める要件に適合しないもの
 - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
 - エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

8 審査

(1) 参加資格要件の審査

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

(2) プレゼンテーション（選定委員会）

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者を選定する。

ア 日時及び会場

令和5年7月21日（金）午前9時30分から

多賀城市役所3階・第1委員会室

なお、審査に係る順番は、実行委員会で決定するものとする。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 審査会の内容

(ア) 内容

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）

(イ) 時間

提案者1者につき、プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは10分程度を目安とする。

(ウ) 審査項目

区分	評価項目	評価内容
概要 実績	事業者等の概要	事業者等の規模・保有技術・事業実績等
業務 体制	業務実施体制	配置予定技術者の資格、経歴等
	業務の工程管理等	工程管理、業務への取組姿勢
提案 力	的確性（業務の理解度）	多賀城創建1300年記念の意義の理解と業務への反映能力
		各記念事業の趣旨及び目的を理解した内容であること
		各記念事業のプロモーションが各記念事業の効果を最大限発揮できるような内容であること

	実現性（提案の実現性）	提案内容の実現性
	独創性（有用な提案）	インパクト・その他有用な提案

エ 準備物

スライド投影モニター、HDMI ケーブル、電源コンセントは選定委員会で用意することとし、プレゼンテーションに必要な HDMI 対応のパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、第 1 位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 選定結果の公表

審査の結果については、審査会後おおむね 1 週間以内に審査会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

ア 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

イ 選定委員会の委員は、必要に応じ所掌事務に関係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する者に意見を聴取することができることとし、その者は審査会に出席することができる。

9 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受注者は、本業務に係る履行の全部又は発注者が指定した主要な部分並びに契約金額のおおむね 2 分の 1 以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。また、業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

(2) 権利の帰属等

成果品及び受注者が本業務のために作成した著作物は、原則として全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を発注者の許可なく公表してはならない。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類、データ等一式は返却しない。ただし、その使用範囲については本プロポーザルで必要な範囲内とし、その他の用途には使用しない。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めない。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

11 問合せ先

多賀城創建1300年記念実行委員会事務局（多賀城市企画経営部市民文化創造課内）

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

電話 022-368-1141（代）

FAX 022-368-2369

E-mail sozo@city.tagajo.miyagi.jp

■多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託 委託費内訳表

本業務の対象となる1300年記念事業		R5 事業費	R6 事業費(想定)※
①	多賀城創建1300年記念式典	0	25,000,000
②	オープニングイベント	6,000,000	0
③	(仮称)ことばのアートプロジェクト	10,000,000	10,000,000
④	なら国際映画祭in多賀城	5,000,000	20,000,000
⑤	「おまつりプロジェクト」脚本制作・公演事業	5,000,000	5,000,000
⑥	新作オペラ「(仮称)多賀城創世記」脚本制作・公演事業	6,700,000	15,000,000
⑦	舞台劇「The winter's tale - 冬物語」脚本制作・公演事業	2,440,000	7,000,000
⑧	御城印の制作	1,000,000	2,000,000
⑨	陸奥国印復元プロジェクト	500,000	500,000
各事業の事業費計(a)		36,640,000	84,500,000

多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託	企画調整部分 (b)	7,328,000	16,900,000
		(a) × 20%	
	実施運営部分 (c)	22,000,000	57,000,000
		①～④,⑧の事業費計	
	委託費計 (b)+(c)	29,328,000	73,900,000

※実施運営部分は、各事業実施状況により増減する場合があります。

※R6の事業費はR5業務における積算をもとに決定される。また、企画運営部分もそれに応じた20%になる。

多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託特記仕様書

1 委託業務の名称

多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、多賀城創建1300年記念事業実行委員会（以下「発注者」という。）が委託する「多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

3 業務の背景・目的

多賀城が神亀元年（724年）に創建されてから令和6年（2024年）に創建1300年を迎えることから、先人が築き上げてきた本市固有の歴史や、変わらずに残されてきた本質的な不変の価値を次世代へとつないでいくとともに、新たな文化の創造と発信や個性豊かな魅力の創出といった、変化流行を取り入れていくことによって、多賀城そして宮城・東北の新たな価値の創造と地域活力の一層の向上をもたらすよう、多賀城創建1300年記念事業（以下「記念事業」という。）として多種多様な文化プログラムにより複数の記念事業を実施する。

本業務は、複数の記念事業の進行管理及び各種調整等の実施、一部事業の企画運営等を包括的に行うことにより、記念事業の効果的かつ円滑な実施を目的とする。

4 業務の契約期間

本業務については、2年間の業務委託契約を双方に確認する基本契約と、各年度の多賀城創建1300年記念事業実行委員会総会において審議し決定される予算の範囲内において年度ごとに契約を締結する年度契約の2契約を締結するものとし、契約期間は次のとおりとする。

(1) 基本契約

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(2) 各年度契約

令和5年度：契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

令和6年度：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 業務の対象となる記念事業及び概要

本業務の対象となる記念事業は、次に掲げる記念事業とする。なお、事業の内容は今後の検討状況等によりその一部または全部を変更する可能性があることに留意すること。

(1) 多賀城創建1300年記念式典

多賀城創建1300年記念の祝祭として、令和6年11月1日に、多賀城跡周辺（屋外）を会場として、全国から賓客を迎え、古代理行事や儀式の再現により不変の価値と移りゆく新たな価値を融合させたアーティスティックな式典を実施する。

(2) オープニングイベント

多賀城創建1300年の記念すべき年の訪れを祝うとともに、令和6年は記念式典をはじ

め様々なプログラムを予定していることを全国に広く発信することを目的に、市長によるメッセージの発信を行う。

(3) (仮称) ことばのアートプロジェクト

多くの市民等が『ことば』のチカラを体感・共感することで、新たな創造活動への意識醸成を図ることを目的とし、俳句、和歌、詩、書、散文などの『ことば』で表される作品たちを、多賀城政庁跡、公共施設、市道等において、多様なカタチで掲出する。

(4) なら国際映画祭in多賀城

古代、律令国家の前線として、蝦夷と呼ばれた人々や北方世界との交流拠点であった多賀城において、映画作品を鑑賞し、感想共有を通して、多様な視点や多文化共生について考える契機とすることを目的として、市内複数か所を会場とした映画鑑賞会を実施する。

(5) 「おまつりプロジェクト」脚本制作・公演事業

多賀城創建1300年を東北各地に広めるとともに、多賀城に集結し、東北各地の人々と多賀城創建1300年を祝うことを目的とし、令和5年度は東北6県の各地でワークショップを行い、各地に息吹く「踊り」と共演する。令和6年度は各共演者が多賀城へ集結し、競演する本番公演を8月に実施する。

(6) 新作オペラ「(仮称) 多賀城創世記」脚本制作・公演事業

多賀城の歴史を知ってもらうとともに、新しい多賀城の文化を発信することを目的とし、オペラの制作及び公演を市民参画とプロ・アマチュア共同で実施する。令和5年度は脚本制作、市民公募、公開ワークショップによる稽古を開始し、令和6年度は公開ワークショップによる稽古、舞台制作を経て多賀城市文化センター大ホールにおいて11月に本番公演を実施する。

(7) 舞台劇「The winter's tale - 冬物語」脚本制作・公演事業

東日本大震災の被災地で暮らす人々が生きている喜びを感じ、これから生きる“よすが”（拠り所、手がかり）となるものを創発することを目的に、平安時代後期の東北地方を舞台にウィリアム・シェイクスピアの「冬物語」を翻案し公演する。令和5年度は演劇ワークショップ実施、脚本作成、舞台演者及び裏方公募。令和6年度は11月上旬から12月上旬にかけての1か月間のロングラン公演を実施。

(8) 御城印の制作

多賀城創建1300年記念事業のPR及び東北地方全体における多賀城創建1300年の機運醸成を目的とし、多賀城をはじめ東北地方にある城柵の御城印を制作する。令和5年度に御城印のデザイン及び販売計画を決定し、令和6年度に印刷・販売開始する。

(9) 陸奥国印復元プロジェクト

多賀城の歴史文化に触れ、文化芸術に親しむきっかけとして、日本の行政文書に欠かせない印章「陸奥国印」の復元を市内企業と高校生などによる産官学連携により行う。令和5年度中に石材による篆刻を完成し、令和6年上半年期までに鋳物による国印復元を完成する。

6 業務内容

(1) 企画調整業務

「5 業務の対象となる記念事業及び概要」で掲げた事業を対象とする以下の業務を行う。

ア 各事業の実施に向けた検討状況整理及び進行管理

イ 各事業の受託事業者や関係機関等との各種調整

- ウ 各事業実施に向けあらかじめ確保が必要な施設、設備及び資材等の予約
- エ 令和6年度実施事業の費用積算及び予算化支援
- オ 各事業実施時の記録作成（ビデオ撮影）※動画編集が可能な形式で撮影すること。

(2) 実施運営業務

以下の事業については発注者の指示により各事業を実施・運営する。別紙「各事業基本仕様」に示す各事業の目的、各種条件、想定される業務内容及び提案事項を参考に提案すること。

- ア 多賀城創建1300年記念式典
- イ オープニングイベント
- ウ (仮称) ことばのアートプロジェクト
- エ なら国際映画祭in多賀城
- オ 御城印の制作

(3) その他

- ア 受注者は記念事業の趣旨を十分に理解し、必要に応じて記念事業の効果をより高めるための企画提案を行うこと。
- イ 多賀城南門復元工事については築地塀の工事完了が令和6年8月末を予定しており、少なくともそれまでの間はイベント・プロモーション等で多賀城南門を活用することは困難である状況を考慮し提案を行うこと。
- ウ 本業務に係る一切の費用については受注者が負担するものとする。
- エ 受注者は各事業実施にかかる費用を事業ごとに明確に記録し発注者に報告すること。
- オ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が必要に応じ協議の上、対応するものとする。

7 報告及び打合せの義務

- (1) 受注者は、発注者と綿密に連絡を取り、必要に応じて進捗状況の報告や打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、その都度協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

8 契約不適合責任

受注者は、本業務及び本業務に係る成果品等に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

9 知的財産権等

- (1) 受注者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、発注者及び発注者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受注者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、必要に応じて、受注者の負担により発注者と当該第三者との間

でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じ、今後、成果品を発注者が利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。

- (4) 受注者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

10 損害の賠償

本業務遂行中に、受注者が発注者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受注者の責任において処理解決するものとし、発注者は一切の責任を負わない。

11 環境配慮事項

受注者は、業務の範囲内において、環境に配慮した事項を可能な限り実行するものとする。

12 暴力団等排除

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報等を行わなければならない。
- (2) 受注者は、上記により警察に通報を行った場合には、速やかに多賀城創建1300年記念事業実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）にその内容を書面により報告しなければならない。
- (3) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、事務局長と協議を行うこと。

13 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、本業務に係る履行の全部又は発注者が指定した主要な部分並びに契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。
- (2) 業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

14 業務計画及び委託業務の実施体制等

受注者は、本業務の実施に当たり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに、必要な準備を行うものとする。なお、受注者は、発注者に契約締結後速やかに業務計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

受注者は、本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。

15 成果品及び納期

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

(1) 成果品

ア 完了届、業務完了報告書（各年度）

業務の企画、構成、経過、成果内容等をまとめ、年度ごとに報告すること。

(ア) 印刷物 2部

(イ) 電子データ（PDF等に保存したもの） 一式

イ 各事業の記録映像データを記録したDVD 一式

ウ その他本業務で作成したもののうち、発注者が提出を求めるもの

(2) 納期

ア 完了届、業務完了報告書 各年度末日まで

16 支払方法

各年度業務完了後一括払いを基本とする。ただし、6の(2)に掲げる業務の事業費にあたる部分において、発注者と協議のうえ部分的に概算払いをすることは可能とする。

17 その他

- (1) 本業務における各事業年度の予算は、多賀城創建1300年記念事業実行委員会の各年度総会において審議し、決定した予算に基づくものであることから、決定状況によっては、業務が一部あるいは全部中止となる場合があることに留意すること。
- (2) 受注者は、発注者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、発注者が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、発注者への迅速な状況報告等）を徹底すること。
- (3) プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、発注者の承認を得た上で、これを実施すること。

■別紙 各事業基本仕様

事業名	多賀城創建1300年記念式典		
事業目的及び概要	多賀城創建1300年記念の祝祭として、多賀城跡周辺（屋外）を会場として、全国から賓客を迎え、古代行事や儀式の再現により不変の価値と移りゆく新たな価値を融合させたアーティスティックな式典を実施する。		
事業費	令和5年度	0千円	※令和6年度の事業費については令和5年度における「多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務」で積算した事業実施費用を参考に多賀城創建1300年記念事業実行委員会の令和6年度総会において審議し、決定した予算に基づく。
	令和6年度（想定）	25,000千円 ※	
基本条件、現在検討状況等 ※現時点の想定であり今後変更となる場合があります。			
日時	令和6年11月1日（金）15時頃～1時間半程度		
会場	多賀城跡（政庁跡、城前官衙エリア及びその周辺）※下記参考写真参照		
規模	招待客800人＋運営スタッフ、出演者等		
その他条件等	<p>①出演者（総合演出・舞台監督・音楽監督等）はすでに想定者あり。</p> <p>②舞台・演出・音楽にかかる脚本作成、キャスティング及び機材等調整は出演者で行う。</p>		
想定される業務内容	<p>「その他条件等」で示した演出者実施業務以外の以下の業務</p> <p>①出演者等への支払い、源泉徴収事務</p> <p>②会場全体の配置図（区画）・動線図・シーンごとの配置図作成</p> <p>③標示・誘導プラン作成（人員配置計画作成）</p> <p>④危機管理体制検討・手配（警備・交通・消防・警察・医療機関）</p> <p>⑤出演者の楽屋割・必要備品手配・ケータリング手配</p> <p>⑥本番日の詳細スケジュールと配置計画作成</p> <p>⑦各種レンタル手配（テント・仮設トイレ・椅子・平台・柱）</p> <p>⑧招待者輸送手段検討（周辺に大型駐車場なし）</p> <p>⑨屋外雨対策検討、手配（雨天時はテント等を張り、規模を縮小し決行）</p> <p>⑩会場及び駐車場使用各種申請書作成</p> <p>⑪招待客宿泊手配（遠方招待客用200名程度。宿泊費は原則招待客負担。）</p> <p>⑫案内状、式典プログラム等デザイン、印刷</p> <p>⑬参加者以外にも式典開催を広く知らしめるプロモーション</p> <p>⑭当日運営（来場者管理、全体の進行管理）</p>		
提案事項	①上記実施のための体制づくりについて提案を行うこと。		
参考	<p>・会場想定（多賀城市市川）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		

事業名	オープニングイベント		
事業目的及び概要	多賀城創建1300年の記念すべき年の訪れを祝うとともに、令和6年は記念式典をはじめ様々なプログラムを予定していることを全国に広く発信することを目的に、市長によるメッセージの発信を行う。		
事業費	令和5年度	6,000	千円
	令和6年度(想定)	0	千円 ※
※令和6年度の事業費については令和5年度における「多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務」で積算した事業実施費用を参考に多賀城創建1300年記念事業実行委員会の令和6年度総会において審議し、決定した予算に基づく。			
基本条件、現在検討状況等 ※現時点の想定であり今後変更となる場合があります。			
日時	日時未定		
会場	-		
規模	メディアを使用した全国規模の発信		
その他条件等	<p>①多賀城創建1300年の幕開けを発信するのに相応しい時期に実施すること。</p> <p>②テレビ番組またはインターネット配信等により全国発信すること。</p> <p>③イベントとしての集客等は想定していない。</p> <p>④多賀城南門は復元工事中でありイベント時には使用できない点を考慮すること。</p>		
想定される業務内容	①提案内容による。		
提案事項	①効果的な時期、発信方法について提案すること。		
参考	-		

事業名	(仮称) ことばのアートプロジェクト		
事業目的及び概要	多くの市民等が『ことば』のチカラを体感・共感することで、新たな創造活動への意識醸成を図ることを目的とし、俳句、和歌、詩、書、散文などの『ことば』で表される作品たちを、多賀城政庁跡、公共施設、市道等において、多様なカタチで掲出する。		
事業費	令和5年度	10,000	千円
	令和6年度(想定)	10,000	千円 ※
※令和6年度の事業費については令和5年度における「多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務」で積算した事業実施費用を参考に多賀城創建1300年記念事業実行委員会の令和6年度総会において審議し、決定した予算に基づく。			
基本条件、現在検討状況等 ※現時点の想定であり今後変更となる場合があります。			
日時	令和5年度は3月実施予定、令和6年度は10月実施予定。		
会場	多賀城政庁跡、公共施設、市道 等		
規模	—		
その他条件等	<p>以下の事項を踏まえ、発注者が調整する企画をもとに業務を進めること。</p> <p>①全国からテーマに沿った「ことば」を募集しアートとして掲出する。</p> <p>②ことばの応募目標数は1,000点程度とし、全国への募集呼びかけにより多賀城創建1300年の周知効果も期待する。</p> <p>③アート掲出は市内において屋外と屋内それぞれで行う。</p> <p>④屋外掲出は募集した「ことば」を掲載したフラッグ等により多賀城市中心部(多賀城駅～多賀城市文化センター)の市道あるいは多賀城政庁跡周辺を一帯的に装飾する。</p> <p>⑤屋内掲出は公共施設等2か所程度で、部屋全体をことばで埋め尽くすアート空間を創出する。</p> <p>⑥屋内掲出の期間は3日間～1週間程度を想定</p> <p>⑦令和7年度以降も、恒例イベントとして実施していく方向</p>		
想定される業務内容	<p>①必要に応じて機材等の調達、発注者が指定するアーティスト等への支払い</p> <p>②発注者の企画に基づくことば募集、アートの作成及び掲出作業</p> <p>③イベントのプロモーション及び掲出期間中の運営</p>		
提案事項	<p>①令和5年度におけることばの募集、プロモーション、屋外掲出方法について提案すること。</p> <p>②提案にあたっては規模の変更に対応できるよう単価を示すこと。</p>		
参考	—		

事業名	なら国際映画祭in多賀城			
事業目的及び概要	古代、律令国家の frontline として、蝦夷と呼ばれた人々や北方世界との交流拠点であった多賀城において、映画作品を鑑賞し、感想共有を通して、多様な視点や多文化共生について考える契機とすることを目的として、市内複数か所を会場とした映画鑑賞会を実施する。			
事業費	令和5年度	5,000	千円	※令和6年度の事業費については令和5年度における「多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務」で積算した事業実施費用を参考に多賀城創建1300年記念事業実行委員会の令和6年度総会において審議し、決定した予算に基づく。
	令和6年度（想定）	20,000	千円 ※	
基本条件、現在検討状況等 ※現時点の想定であり今後変更となる場合があります。				
日時	令和5年度10月下旬、令和6年度10月上旬頃			
会場	令和5年度：市内飲食店又は屋外（多賀城跡）等数か所 令和6年度：多賀城市文化センター大ホールのほか市内飲食店等数か所			
規模	選定会場の規模に依る。（文化センター大ホールは観客約1,000人）			
その他条件等	<p>以下の事項を踏まえ、発注者が調整する企画をもとに業務を進めること。</p> <p>①友好都市である奈良市の「なら国際映画祭」の実行委員会と連携し実施</p> <p>②なら国際映画祭の実行委員会との初回調整は発注者が行う。</p> <p>③なら国際映画祭等で上映した映画のフィルムを借用する。（3～5作品）</p> <p>④令和5年度はプレイベントとして、市内飲食店、公共施設、屋外（多賀城跡等）など3～5か所を設定し、各会場で1回上映</p> <p>⑤令和6年度は文化センター大ホールにて大規模なイベントを実施しつつ、令和5年度に引き続き、市内各所（3～5か所）での上映も実施する。</p> <p>⑥作品及び会場の選定、会場との交渉は発注者が行う。</p> <p>⑦令和7年度以降も、市内各所での映画上映イベントは実施していく方向</p>			
想定される業務内容	①発注者の企画に基づく必要機材等の調達、会場設営作業 ②イベントのプロモーション及び運営			
提案事項	①令和5年度におけるイベントのプロモーション方法について提案すること。 ②プロモーション費用の上限は事業費の20%とする。 ③提案にあたっては規模の変更に依るよう単価を示すこと。			
参考	—			

事業名	御城印の制作		
事業目的及び概要	多賀城創建1300年記念事業のPR及び東北地方全体における多賀城創建1300年の機運醸成を目的とし、多賀城をはじめ東北地方にある城柵の御城印を制作する。令和5年度に御城印のデザイン及び販売計画を決定し、令和6年度に印刷・販売開始する。		
事業費	令和5年度	1,000	千円
	令和6年度(想定)	2,000	千円 ※
※令和6年度の事業費については令和5年度における「多賀城創建1300年記念事業企画運営等業務」で積算した事業実施費用を参考に多賀城創建1300年記念事業実行委員会の令和6年度総会において審議し、決定した予算に基づく。			
基本条件、現在検討状況等 ※現時点の想定であり今後変更となる場合があります。			
日時	—		
会場	—		
規模	—		
その他条件等	<p>①御城印のサイズはA6版またはハガキ大を想定</p> <p>②対象とする城柵は国指定文化財のみで、城または柵の名前がついているものとする。</p> <p>③各城柵と連携し、デザイン・販売方法を決定する。</p> <p>④各城柵との初回調整は東北各地の関係機関を通して発注者が行う。</p> <p>⑤御城印は多賀城市内をはじめ、各城柵でも販売することを目標とする。</p> <p>⑥令和6年度事業費には御城印印刷費を含む。(数量等は令和5年度検討結果による。)</p> <p>⑦令和7年度以降も多賀城の御城印は販売を継続する。多賀城以外の御城印についてはデザインを各城柵に寄付し、販売を継続するかは一任する。</p>		
想定される業務内容	<p>①各城柵との御城印デザイン・販売方法に関する協議。</p> <p>②御城印のデザイン及び発行部数・販売場所等の決定(令和5年度中)</p> <p>③御城印の印刷及び販売開始(令和6年度前半)</p> <p>④令和7年度以降の販売方法の検討</p>		
提案事項	①多賀城の御城印について効果的かつ持続可能な販売場所・方法について提案すること。		
参考	<p>【御城印のイメージ】</p> 	<p>【対象として想定する国指定史跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城 ・牡鹿柵(東松島市) ・伊治城(栗原市) ・胆沢城(奥州市) ・徳丹城(矢巾町) ・志波城(盛岡市) ・払田柵(大仙市) ・秋田城(秋田市) ・城輪柵(酒田市) <p>※国指定史跡で活用整備実績があるもの</p>	